求職活動を理由とした保育所入所の取扱い

求職活動を理由とした保育所入所の取扱いは次のとおりです。必要な手続きをされませんと、引き続き保育所に入所することができません。また、保育所入所後に離職された場合も手続きが必要です。

１．求職活動を理由とした支給認定

支給認定期間	**令和９年４月１日から６月３０日までの３ヶ月**の支給認定
提出書類	(1)　求職活動に関する申立書 (2)　ハローワーク受付票の写し
提出該当者	入所児童の父母

自宅で新聞・インターネット等での求人情報の閲覧のみを行う場合や、活動頻度や時間、内容等に鑑み、その活動のみをもって保育の必要性が生じているとは言い難い場合は、認められない場合があります。

○入所後に離職した場合で、離職の申出及び書類の提出がないまま離職日から３ヶ月を経過したときは、**即退所**となりますのでご注意ください。

○認定後、就労が決まったときは、速やかに就労証明書を提出してください。支給認定期間終了日までに**就労証明等の提出又は２による手続きをしない場合は、引続き入所することができません。**

２．求職活動による支給認定期間の延長

１による支給認定期間内に就労証明等の提出ができない場合は、必要書類の提出により、**１回のみ、３ヶ月間支給認定期間を延長できます。ただし、求職活動状況によっては、延長が認められない場合があります。**

○支給認定期間終了日の**１週間前までに**、次の書類を福祉課までご提出ください。

(1)　求職活動者意向確認書
(2)　求職活動に関する申立書及び求職活動報告書（求職活動継続用）
(3)　雇用保険受給資格者証の写し
(4)　１による認定期間３か月間の**求職活動実績を証明する書類**

○前年度中に求職活動で入所されていた方は、期間延長は原則認められません。

３．その他

○就労状況が変更になったときは、保育所または福祉課まで報告してください。

○書類が必要な方は保育所または福祉課へお問い合わせください。提出は保育所または福祉課までお願いします。

【問い合わせ先】伯耆町福祉課　電話６８－５５３３